

地理空間情報活用推進会議の開催について

平成17年 9月12日

内閣官房長官決裁

平成18年12月22日

一部改正

平成19年 3月15日

一部改正

平成19年 5月30日

一部改正

平成20年 6月 5日

一部改正

平成20年 7月29日

一部改正

平成20年10月16日

一部改正

平成21年11月30日

一部改正

平成22年 7月14日

一部改正

平成23年 9月 8日

一部改正

平成27年12月 8日

一部改正

平成29年 3月 3日

一部改正

平成29年 6月29日

一部改正

令和 3年 6月 2日

一部改正

令和 4年 4月25日

一部改正

令和 5年 6月13日

一部改正

1. 地理空間情報の活用について、関係行政機関相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るため、地理空間情報活用推進会議（以下「推進会議」という。）を開催する。
2. 推進会議の構成は、別紙のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。
3. 地理空間情報の活用について、重要となる施策の推進及び施策間連携を強化するため、推進会議の下に地理空間情報活用推進局長会議を開催することとし、その構成員は関係行政機関の職員で議長の指定する官職にある者とする。
4. 推進会議の運営の円滑を図るため、推進会議の下に幹事会を開催することとし、その構成員は関係行政機関の職員で議長の指定する官職にある者とする。
5. 推進会議の庶務は、内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省及び国土交通省の協力を得て、内閣官房において処理する。
6.
 - (1) 幹事会の議長は、個別具体的な項目について専門的検討を行う必要があると認めるときは、ワーキンググループを開催する。
 - (2) ワーキンググループの構成員は、関係行政機関の職員で幹事会の議長の指定する官職にある者とする。
 - (3) ワーキンググループは、その検討状況を、適宜、推進会議または幹事会に報告するものとする。
7. 前各号に定めるもののほか、推進会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。
8. 地理情報システム（GIS）関係省庁連絡会議（平成8年9月26日関係省庁申合せ）が廃止されたことにともない、同会議において決定した事項については、推進会議に引き継がれたものとみなす。

地理空間情報活用推進会議構成員

- (議長) 内閣官房副長官 (政務及び事務)
- (議長代理) 内閣総理大臣が指名する内閣総理大臣補佐官
内閣官房副長官補 (内政担当)
- (副議長) 内閣官房地理空間情報活用推進室長
内閣府科学技術・イノベーション推進事務局統括官
内閣府宇宙開発戦略推進事務局長
総務省国際戦略局長
文部科学省研究開発局長
経済産業省製造産業局長
国土交通省大臣官房技術総括審議官
国土交通省政策統括官 (税制、国土・土地、国会等移転)
国土交通省国土地理院長
- (構成員) 内閣官房国家安全保障局内閣審議官
内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局審議官
内閣府政策統括官 (防災担当)
警察庁長官官房技術総括審議官
デジタル庁統括官 (デジタル社会共通機能グループ)
法務省民事局長
外務省総合外交政策局長
財務省大臣官房長
厚生労働省サイバーセキュリティ・情報化審議官
農林水産省大臣官房技術総括審議官
環境省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官
防衛省防衛政策局長

地理空間情報活用推進会議の議長代理となる内閣総理大臣補佐官の指名について

〔令和4年4月25日
内閣総理大臣決裁〕

地理空間情報活用推進会議の開催について（平成17年9月12日内閣官房長官決裁）別紙中の地理空間情報活用推進会議議長代理について、内閣総理大臣が指名する内閣総理大臣補佐官として、以下のとおり指名する。

森昌文 内閣総理大臣補佐官

附 則

この規程は、決裁の日から施行する。